

<令和5年度版>

児童・生徒と子育て家庭
のための



福祉いろいろ ガイドブック



「まちぐるみで子育て」を応援！

「多様な学び」を応援！

港区役所

「福祉いろいろガイドブック」について

大阪市では、平成28年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、経済的な貧困だけでなく、つながりの欠如などの課題が明らかとなったことを受けて、平成30年度から、学校生活や家庭訪問等を通じて学校が発見した子どもと子育て世帯における諸課題を、区役所(保健福祉センター)の福祉制度や地域の支援につなぐ仕組みとして「こどもサポートネット」を展開してきました。

支援の必要な子どもや子育て家庭については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、「学校や地域における支援団体等が、課題を抱える子育て家庭を区役所等の行政サービスへつなげる」ための参考となる情報を集約した冊子を作成しました。

新しい時代を担う子どもたちが未来に希望を持ち、夢にチャレンジすることができるよう、豊かな人間性と確かな学力、生きる力を育むために、港区のまちづくりビジョンーまちづくりの5つの柱において、「まちぐるみで子育て」と「多様な学び」を応援するまちづくりを掲げています。

子どもたちや子育て家庭に必要な支援を届けるために、本冊子が役立てば幸いです。



港区役所ホームページ
福祉いろいろガイドブック

<https://www.city.osaka.lg.jp/minato/page/0000595816.html>



「福祉いろいろガイドブック」は各種行政サービスや事業等の概要（R5.4時点）を記載しています。最新情報や詳細は各ページの【担当】へお問い合わせ下さい。本冊子全般についてご不明な点等がございましたら、港区役所保健福祉課（☎06-6576-9844）までお問い合わせください。

各種相談・支援事業

1 学校と連携した支援

子どもや家庭を福祉制度や適切な支援につなぎたい

- ◆大阪市こどもサポートネット事業……………1
- ◆港区スクールソーシャルワーカー（SSW）/不登校にかかる支援事業……………2

2 各種相談

<教育に関する相談>

不登校や障がいのある児童・生徒の教育に関して相談したい

- ◆中央こども相談センターによる教育に関する相談……………3.4.5
- ◆不登校児童生徒支援のための大阪市教育支援センター……………6
- ◆障がいのある児童生徒の就学・進学相談……………7
- ◆子ども自立アシスト事業（子どもの学習・生活支援事業）……………8

<子ども・子育て相談>

子育て全般、子どもの発達障がい、子どもの預け場所等について相談したい

- ◆区役所子育て支援室での「子育て相談」……………9
- ◆区役所子育て支援室での「ピアカウンセリング」……………10
- ◆区役所子育て支援室での心理相談「こころの対話窓口」……………10
- ◆ヤングケアラー寄り添い型相談支援事業（特定非営利活動法人 ふうせんの会）……………11
- ◆大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）……………12
- ◆子育て相談（クレオ大阪子育て館）……………13
- ◆チャイルドライン（認定 NPO 法人支援センター）……………14
- ◆24時間子ども SOS ダイヤル（文部科学省）……………14
- ◆子どもの人権 110 番（法務省） ◆親子のための相談 LINE（大阪市）……………15
- ◆ファミリー・サポート・センター事業……………16

<こころやからだの相談>

子どもや家族のこころやからだの悩みについて相談したい

- ◆区役所保健福祉センターでの健康相談……………17
- ◆区役所保健福祉センターでの精神保健福祉相談……………17
- ◆大阪市こころの健康センターでの各種問題に関する「特定相談」……………18
- ◆おおさか精神科救急ダイヤル ◆おおさか依存症土日ホットライン……………19
- ◆大阪府にんしん SOS ◆性暴力救援センター・大阪 SACHICO……………20
- ◆「サチッコ」（SAP 子どもサポートセンター）……………21
- ◆性暴力に関する SNS・メール相談 ◆Cure Time ◆……………21

<ひとり親家庭サポーター相談>

ひとり親の就業や自立支援について相談がしたい

- ◆ひとり親家庭サポーターによる相談……………22

<生活の自立に向けた相談>

仕事や生活に困っている、子どもの将来の生活のことで相談がしたい

◆生活自立支援相談23

<地域での相談>

地域で生活や子育て支援の相談がしたい

◆民生委員・児童委員及び主任児童委員（地域での生活・子育てなどの支援）24

<CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談>

日常生活の困り事や悩み事等を相談したい

◆CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談.....25

<若者の自立相談>

若者の自立支援について相談したい

◆大阪市若者自立支援事業（コネクションズおおさか）26.27

<弁護士による無料法律相談>

日常生活での法律問題や離婚のこと等について弁護士に相談したい

法律相談

◆区役所での法律相談.....28

◆弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談.....29

3 地域・こどもの居場所

地域にある居場所について

◆みんなの居場所（地域・こども食堂）30

◆あそびの広場（港区子ども・子育てプラザ）31

4 学習支援

子どもが学習する場を探している・塾や習い事の費用の助成

◆みなと塾32

◆大阪市習い事・塾代助成事業（塾代助成カードの交付）33

5 児童虐待・ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応

児童虐待やDVのことを相談したい

◆児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応・DVへの対応.....34

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する相談機関35.36

各種経済的支援

6 子育て家庭への支援	
◆児童手当	37
◆こども医療費助成制度	38
7 ひとり親家庭への支援	
◆児童扶養手当	39
◆遺族に対する年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金）	40. 41
◆母子父子寡婦福祉資金（貸付）	42. 43
◆ひとり親家庭 自立支援給付金事業等	44
◆ひとり親家庭 医療費助成制度	45
◆その他 優遇制度（駐輪場、J R通勤定期、市営住宅、税の減額等）	46
8 生活にお困りの方への支援	
◆生活保護制度	47
◆生活福祉資金（貸付）	48. 49

連絡先一覧

.....	50. 51. 52
-------	------------

「福祉いろいろガイドブック」は行政サービス・事業等の概要を記載しています。詳細は、各ページの【担当】へお問い合わせください。また、この冊子全般についてご不明な点等ございましたら、港区役所保健福祉課（☎06-6576-9856）までお問い合わせください。

大阪市こどもサポートネット事業

学校園において、学校生活や家庭生活・家庭環境、経済的困窮等の課題を抱えた子ども及び子育て世帯を発見し、区役所と学校、関係機関が連携して、子どもや家庭に必要な保健福祉の支援制度や地域のサポーターにつなぐしくみです。

学校と区役所が密に連携し、必要に応じて家庭訪問等のアウトリーチを行い、専門的な相談先や適切な支援につなぎます。

こどもサポートネットの流れ

ステップ1：教職員による気づき

○遅刻・早退が多い ○服装・忘れ物
○授業中の様子が気になる ○ヤングケアラー など

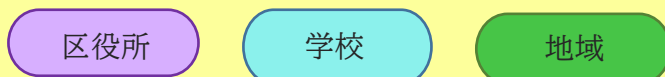
○遅刻・早退が多い ○服装・忘れ物



ステップ2：支援を検討する



ステップ3：支援へつなぐ



【支援の例】

- 登校支援 ○保健福祉に関する各種相談の案内や制度の説明
- 生活、就労などの支援 ○各種生活支援制度への申請手続きのサポート
- 子どもの教育に関する情報提供 ○地域支援（居場所・こども食）の案内など

【担当】港区役所 保健福祉課（子育て支援室） ☎ 06-6576-9880

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000436277.html>



港区スクールソーシャルワーカー（SSW）

港区役所では、不登校、いじめ等の課題に対応するため、社会福祉等に関する専門的な知識や技術を用いて、児童生徒のおかれている様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを区内の小中学校に派遣しています。

学校だけの解決が困難なケースに対し、教員や子どもに寄り添い、こどもサポートネットとも連携しながら、子どもと家庭の課題解決につながるようサポートしています。

【担当】港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発） ☎ 06-6576-9975

不登校にかかる支援事業

港区役所では、区内の小中学校において、教員による不登校及び不登校傾向のある児童生徒の対応をサポートするため、ボランティアサポーターの配置に取り組んでいます。

ボランティアサポーターは、教員とともに、登校支援、別室登校支援（見守り・学習支援）等を行っています。

また、支援にあたっては、こどもサポートネット事業及び各種教育相談事業（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、子育てに関する心理相談員、家庭児童相談員等）とも連携して取り組んでいます。

【担当】港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発） ☎ 06-6576-9975

2 各種相談－教育に関する相談

中央こども相談センター による教育に関する相談

教育相談では、面談、電話、メール等により、不登校やいじめなどの教育に関するご相談、障がいのあるこどもに対する学校や家庭での対応や配慮、就学や進学など特別支援教育に関するご相談をお受けします。

相談内容やご希望によって対応可能時間、相談場所、相談方法などが異なりますので以下をご確認下さい。

◆教育相談員の面談によるご相談（完全予約制）

対象：大阪市内在住の18歳未満の児童（年長児以上）、大阪市立学校に在籍する児童

申込方法：お電話による申し込み ☎06-4301-3181

※月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時30分

来所教育相談

心理職、福祉職、教育職等の相談員がご相談に応じます。

学習の遅れや障がいがある等、学校や家庭での対応や配慮を検討する上で必要な場合、心理検査を実施し、問題の背景を踏まえた助言や継続面談を行います。必要に応じて中央こども相談センターの実施事業「不登校児童通所事業」との連携を図ります。

※小学校入学前のご相談

大阪市の「就学相談」は就学する学校が窓口になりますが、その他大阪市教育委員会でもご相談をお受けします。

申し込み時期：児童が年中（4歳児クラス）にある年度の3月1日から受け付け開始

相談の場所：中央こども相談センター

相談時間帯：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時30分

出張教育相談

市内12か所のサテライト等（出張相談場所）で、心理職、福祉職、教育職等の相談員が不登校の相談に応じます。継続面談や必要に応じてサテライトで実施している不登校児童通所事業との連携を図ります。

相談の場所：市内12か所のサテライト等。相談場所のご希望はお伺いしますが、空き状況等によりご要望にお応えできない場合もあります。

相談時間帯：月～土曜日（祝日、年末年始除く）午前9時30分～午後5時

※相談場所によって開設している曜日は異なります。

2 各種相談－教育に関する相談

【面談による相談の流れ】

- ① 相談の申込み ・ ・ 学校（主に教頭先生）または保護者から電話で申込み
困っていることや基本情報（名前・生年月日等）の聞き取り
- ② 面 談 ・ ・ 保護者、こども、担任等との面談（必要に応じた回数）や心理検査等
（こどもの状態等の聞き取り、今後の相談の進め方について）
- ③ 支援方針の決定 ・ ・ ・ 助言、継続的な面談、不登校児童通所事業の活用、他機関紹介
- ④ 終 結 ・ ・ ・ 回復、改善による相談の終了
（年度末でいったん終結となりますが、必要に応じて継続となる場合があります）

◆電話教育相談

対象：大阪市に在住し、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等、校種を問わず学籍（私立、公立、国立を問わず）があるこども、過去に在籍のあった18歳以下のこどもとその保護者等

不登校やいじめ等、こどもの教育に関する問題についてご相談をお受けします。なお、電話でのご相談、情報提供等が主となりますので、継続的なご相談をご希望される場合は、「教育相談員の面談によるご相談」をご利用ください。

こども専用：☎06-4301-3140

保護者専用：☎06-4301-3141

相談時間帯：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後7時

◆メール教育相談

不登校、いじめなどのご相談を電子メールにてお受けします。相談の返答は1回のみで、原則として一般的な助言や情報提供となります。

申し込み方法：『大阪市電子申請システム』をご活用ください。メールにて返答させていただきます。なお、メールの受付は、24時間365日出来ますが、回答には5日程度（土日祝、年末年始を除く）要しますこと、ご了承ください。

詳細は下記 URL もご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000066525.html>



2 各種相談－教育に関する相談

◆スクールカウンセラーによる相談

大阪市立小中学校、小中一貫校、義務教育学校にスクールカウンセラーを配置しています。「こころの専門家」であるスクールカウンセラーが不登校やいじめ、友人関係、家庭での困りごと等のご相談を学校園でお受けしています。

対象：原則、在籍校の児童・生徒、およびその保護者、教職員を対象とします。
相談内容については以下の通りとします。

〈こども〉不登校、いじめ、学習、家庭での困りごとに関する相談

〈保護者〉学校教育にかかる相談

〈教職員〉児童・生徒の教育にかかる

申し込み：在籍の学校園の管理職までご相談ください。

形態：面談（完全予約制）

対応時間：月～金曜日（祝日、年末年始、学校休業日を除く）

※開設曜日、時間は各学校園で異なります。詳細は、在籍の学校園にてご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000497155.html>



不登校児童生徒支援のための大阪市教育支援センターについて

不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・支援等を行い、社会的自立を目的とした大阪市教育支援センターを3か所開設しています。

対 象：大阪市立小中学校に在籍している児童生徒

申込み：教育支援センターの利用申込、施設見学は、在籍している小中学校に相談していただくか、教育員会事務局担当までご連絡ください。

配置スタッフ

- ・教員 0B などの教員免許を持ったスタッフ
- ・学生などの学習支援ボランティア
- ・通所児童生徒やその保護者の心理的な相談を担当する不登校支援コーディネーター（心理カウンセラー）

事業内容

- ・不登校児童生徒の学習支援（ICT 端末を活用した学習や体験的な学習など個に応じた学習支援）および教育相談
- ・心理カウンセラーによる生徒や保護者との面談
- ・不登校児童生徒の学習状況の把握、支援のための大阪市立小学校・中学校巡回

各センター

■教育支援センター花園（令和2年度開設）

大阪市西成区花園北2-16-26（もと弘治小学校 西館2、3階）

■教育支援センター新大阪（令和3年度開設）

大阪市東淀川区東中島3-7-28（小中一貫校むくのき学園 5号館）

■教育支援センター桃谷（令和3年度開設）

大阪市生野区勝山北4-9-22（もと鶴橋中学校）

【担当】 大阪市教育委員会事務局指導部 ☎06-6208-9174

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000539582.html>



障がいのある児童生徒の就学・進学相談

【基本的な考え方】

障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育・保育の推進に努めており、地域の小学校・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本とし、障がいのある子どもの就学先を決める際には本人・保護者の意向を最大限尊重しています。通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)がすべての就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行います。お子様を学校教育全体で受けとめ 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な 指導や支援を行います。

【多様な学びの場】

◎通常学級による指導

通常学級においては、集団での指導とともに、教育的ニーズに応じた 指導内容や指導方法の工夫をしています。必要に応じて「個別的教育 支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、指導・支援を行います。

◎通級による指導

小学校・中学校・義務教育学校において、通級による指導を実施しております。通級による指導は、通常学級に在籍する障がいのある児童生徒が、通常学級でおおむね各教科等の授業を受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導・支援を行います。

特別支援学級による指導

障がいの状態に応じて、「弱視」、「難聴」、「知的障がい」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「自閉症・情緒障がい」の6つの学級種別があり、通常学級や特別支援学級での学習を行い、「個別的教育 支援計画」や「個別の指導計画」に基づく指導・支援を行います。

※多様な学びの場として視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のお子様を対象とした特別支援学校（府立支援学校）もあります。お子様の障がいの状態やお住まいの場所によって、通学区域が決まっています。詳しくは、通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)までご相談ください

【特別支援教育一般、特別支援学級・特別支援学校（府立支援学校）への就学・進学相談】

○通学区域の小学校・中学校・義務教育学校

○大阪市教育委員会 指導部インクルーシブ教育推進担当

☎06-6327-1016

※相談員が就学・進学に関する相談をお受けします。学校での生活や指導等、特別支援教育全般について相談できます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000545291.html>



2 各種相談－教育に関する相談

子ども自立アシスト事業（子どもの学習・生活支援事業）

中学生及び高校生世代（未進学者・中退者）がいる世帯を対象に、専門的知識を有する子ども自立支援員が家庭訪問等による親子への個別面接を行い高校進学に向けた進路の事や日常生活、学習の相談に乗り、子どもの健全育成と社会的自立の実現に向けてサポートします。

高校進学後は、概ね1年以内を基本に必要な応じて定着するようサポートを行います。

【対象者】 港区にお住まいで、不登校・ひきこもり・学力不振などに悩む中学生
（生活保護受給世帯を含む）

【内 容】 支援員による家庭訪問（親子面談）など、必要なサポートを行います。

【担当】 港区役所2階22番「くらしのサポートコーナー」

☎06-6576-9897

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000303608.html>



2 各種相談－子ども・子育て相談

区役所子育て支援室での「子育て相談」

家庭児童相談員や保育士が、0歳から18歳未満の子育てに関するさまざまな相談を受け付けています。

こんなことで悩んだり、困ったりしていませんか

- ・子どもの発達が気になる
- ・お友達と仲良く遊べない
- ・落ち着きがない
- ・気になるくせがある
- ・ことばが遅い
- ・ご飯をたべない
- ・学校へ行きたがらない

児童虐待やヤングケアラーについての相談や情報の提供もお寄せください。プライバシーは固く守ります。

※ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどをおこなっている18才未満の子どもを言います。

ヤングケアラーが行っていることの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の保守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看護をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration: Izumi Shiga

3

【担当】港区役所 保健福祉課 子育て支援室 ☎06-6576-9844

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000550590.html>



2 各種相談－子ども・子育て相談

区役所子育て支援室での「ピアカウンセリング」

発達に遅れや偏りがある子どもの子育てで、不安を抱いておられる保護者の皆様、日頃の不安や悩みを先輩のお母さんと一緒に考えていきましょう。

日 時：①午前9時45分～午前10時45分
②午前11時15分～午後12時15分
4～7月・9・11・1月
(第2もしくは第3火曜日 不定期)
場 所：港区役所3階
対 象：子どもの発達が気になる保護者
定 員：各回①・②枠 各1組
応募方法：事前申し込みが必要 電話予約 費用：無料
スタッフ 発達障がい児&ファミリーケアステーション NPO 法人「チャイルズ」

区役所子育て支援室・子育て相談・ピアカウンセリングについて

受付時間：月～金曜日午前9時～午後5時30分

(祝日、年末年始を除く)

【担当】港区役所 保健福祉課 子育て支援室 ☎06-6576-9844

区役所子育て支援室での心理相談「こころの対話窓口」

18歳未満の子どもを持つ保護者等とその子どもを対象に「こころの対話窓口」を設けています。親子関係、夫婦関係が子どもに影響しているのではと感じる御家庭、お子さんの発達に関する親の悩みや不安、家庭での養育・不登校・非行などで「こころがしんどくなって(きて)いる」方は、専門知識(家族心理士、臨床発達心理士、学校心理士)をもった心理相談員が対話(会話)を通して対応します。

日 時：毎週火・水曜日 午前10時～午後12時 午後1時30分～午後4時30分

場 所：港区役所保健福祉課 子育て支援室

対 象：18歳未満の子ども、その保護者

費 用：無料

申 込：電話または下記メールにより予約してください。

(相談希望日の1週間前までに要申込み)

☎：06-6576-9844

◎メール：minato-kosodate2022@city.osaka.lg.jp

※メールの件名に「心理相談の件」と記入のうえ、本文に「氏名、連絡先」を記入ください。担当者よりメールもしくは電話にて日程調整させていただきます。

2 各種相談－子ども・子育て相談

ヤングケアラー寄り添い型相談支援事業（特定非営利活動法人 ふうせんの会）

元ヤングケアラーや社会福祉士等の専門職が話を聞きます。

ヤングケアラーの多様な悩みに対し、メール・LINE・ZOOM・対面・電話

などで相談を受け付けています。秘密は守りますので安心してご相談して下さい。

希望に応じて関係機関（区役所等）へ同行するなど寄り添い型支援を行います。

また、ヤングケアラーたちが集まり、交流する場としてオンラインサロンをしています。

「ひとりじゃない」と思える、安心して話ができる場所です。

◎メール：pia_osakacity@ycballoon.org

◎LINE：ホームページより

※相談は24時間受付ですが、返信対応の時間帯は開所時間のみとなります。（平日 午前10時～午後6時）

◎対面：電話やメール、LINEで相談したい日時をご連絡ください。

下記住所の事務所で話を聞かせていただきます。

◎Zoom：電話やメール、LINEで「Zoomで相談したい」と連絡ください。

お持ちのZoomができる機器にURL、パスワードをお送りします。

◎オンラインサロン：原則として毎月1回

場所：オンライン開催（Zoom）

※詳細はホームページをご参照ください。

※教員や専門職からの相談も可能です。

☎ 06-4790-8833（平日 午前10時～午後6時）

住所：中央区谷町2丁目2-20 2階

大阪ボランティア協会市民活動スクエア CANVAS 谷町内

<https://ycballoon.org/activities/consultation.html>



2 各種相談－子ども・子育て相談

大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）

（平野区喜連西6-2-55 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター）

発達障がいのある方やその家族を対象に発達障がい児・者に関する療育や就労等の各種相談に対応する機関です。発達障がいに関する情報提供や助言を行うとともに、相談内容により学校や施設等の関係機関と連携して、問題解決・軽減のための支援を行います。

また、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・支援、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施しています。

対 象：大阪市内にお住まいの発達障がいのある方やその家族

申 込：事前に電話で相談のお申込みをしてください。

受付時間：月～金曜日午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

☎06-6797-6931

「大阪市：発達障がいのある方への支援」はこちら

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000043881.html>



「発達障がいのあるお子さんのための専門療育機関の利用希望登録」はこちら

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000545902.html>



子育て相談（クレオ大阪子育て館）

（北区天神橋6丁目4番20号 大阪市立男女共同参画センター 子育て活動支援館）

18歳までの子育てに関する総合的な電話相談並びに、面談による一般相談及び小児科医・児童精神科医等専門家による専門相談を実施しています。

◎電話相談 午前10時～午後9時（土・日・祝は午後5時まで）（年末年始を除く）

◎面接相談（事前予約制）

☎06-6354-4152（電話相談・面接予約共通番号）

◎メール相談 下記 URL から「おおさか子育てネットメール相談フォーム」へ

<https://creo-osaka.or.jp/soudan/kosodate.html>



2 各種相談－子ども・子育て相談

チャイルドライン にんてい ほうじん（認定NPO法人支援センター）

18歳までの子どものための相談先です。

かかえている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受け止めます。話を聴くのは「受けて」と呼ばれるボランティアの大人たちです。

◎電話相談：毎日 午後4時～午後9時

（12/29～1/3はお休みです。）

☎0120-99-7777

◎チャット相談：第1・3水曜、木・金・土の午後4時～午後9時

（スケジュール変更があります。詳細は下記 URL をご参照ください。）

<https://childline.or.jp/>



24時間子ども SOS ダイヤル じかんこ もんぶかがくしょう（文部科学省）

子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他の SOS をより簡単に相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で実施。

下記に電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。

◎電話相談：365日24時間相談可能

☎0120-0-78310（全国共有・無料）

都道府県及び指定都市教育委員会の実状により、児童相談所・警察・いのちの電話協会・臨床心理士会等、様々な相談機関と連携協力により実施しています。

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>



2 各種相談－子ども・子育て相談

こ じんけん ばん ほうむしょう 子どもの人権 110 番（法務省）

「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合があります。「子どもの人権 110 番」は、このような子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、子どもだけでなく、大人もご利用可能です。

◎電話相談：月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

☎ 0120-007-110 （全国共有・無料）

◎メール相談：ホームページ上のフォーマットより申込

※返答に時間がかかります。

◎LINE 相談：ホームページ上に QR コードあり

月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



親子のための相談 LINE（大阪市）

「親からいつも怒られる・・・」、「育児につかれた・・・」、「イライラして子どもを 叩いてしまう・・・」、「誰かに聞いてほしい」など、子育ての悩みや親との関係で困っていることはありませんか？
ひとりで抱え込まずに LINE で気軽に相談してみてください。

対 象：大阪府に住んでいる子どもと保護者

午前 10 時～午後 8 時（365 日実施）

下記ホームページより「友だち追加」後、相談内容を入力してください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000540246.html#2>



2 各種相談－子ども・子育て相談

ファミリー・サポート・センター事業

子育てを援助してほしい人（依頼会員）と、子育てを援助したい人（提供会員）がお互いに信頼関係を築きながら、子どもを預けたり、預かったりする子育て援助活動です。

【援助内容】

- 保育所・幼稚園等の開始前や終了後に子どもを預かること
- 保育所・幼稚園まで子どもを送迎すること
- 学校の放課後や放課後等に行われる児童健全育成活動の終了後、子どもを預かること
- 子どもの体調不良等、会員の育児に伴う負担軽減等、臨時的・突発的に援助が必要な時に子どもを預かること
- 保護者の急用（傷病、看護、冠婚葬祭）などのため、少しの間、子どもを預かること
- その他、会員が育児疲れのリフレッシュなど子育てを離れて自分自身の時間を持つため、援助を必要とする時に子どもを預かること

※子どもを預かる場所は会員の自宅のほか子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意、及びコーディネーターの承認により決定します。

【会員になるには】

会員登録をご希望の方は、下記のファミリー・サポート・センター窓口にお問い合わせください。（※登録時には、保護者（ご登録者）の上半身の写真（4cm×3cm）1枚及び本人確認できるものが必要です。）

【会員の条件】

- 子育てを援助してほしい方（依頼会員）
市内在住で、おおむね生後3か月から10歳未満の子どもがいる方
- 子育てを援助できる方（提供会員）
市内在住で、自宅で子どもを預かることができる方（満19歳以上）
子育てで社会の役に立ちたいと思っている方

【利用料金】

800円～900円／1時間あたり

【お問い合わせ先（港区民）】

ファミリー・サポート・センター港（港区子ども・子育てプラザ内）

☎06-6573-7796（午前9時～午後5時30分）

（月曜日、祝日及び年末年始を除く）

【担当】こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ

☎06-6208-8111

ファミリー・サポート・センター事業

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370655.html>



2 各種相談－こころやからだの相談

区役所保健福祉センターでの健康相談

乳幼児から高齢者までの健康に関する様々な相談を、保健師が電話や面接で応じています。

【担当】港区保健福祉センター（地域保健活動） ☎ 06-6576-9968

区役所保健福祉センターでの精神保健福祉相談

こころの健康や医療に関する相談、精神に障害がある方の自立と社会参加に関する相談・教室等を精神保健福祉相談員や保健師が実施しています。

◎精神保健相談

こころの健康に関する悩みについて、医療や社会復帰に関すること等の相談を実施しています。必要に応じて精神科医師による相談【予約制月2回】も実施しています。

◎地域生活向上教室

生活習慣を整え、健康管理やコミュニケーションのスキルを身につけ、地域で自分らしく安定した生活を送ることを目指す教室です。

◆対象：統合失調症を中心とする精神疾患がある方。【月1回第2木曜日午前】

◎家族教室

ご家族が統合失調症について正しく理解し本人への接し方を学んでいます。また、同じ悩みをもつご家族間の交流の場にもなっています。

◆対象：統合失調症で治療中の方のご家族【月1回第3金曜日午後】

◎酒害教室

アルコール関連問題について正しい知識を学び体験談を語ることで断酒への動機づけやアルコール依存症からの回復を図っています。

◆対象：お酒の飲み方に問題がある方やその家族・支援者【月1回第4月曜日午前】

※費用は無料、日時は変更している場合があります。

【担当】

港区役所 保健福祉課（地域保健活動） ☎ 06-6576-9968

2 各種相談－こころやからだの相談

大阪市こころの健康センターでの各種問題に関する「特定相談」

対象者：大阪市内に在住の方

利用料（費用）：無料

ひきこもり相談

「ひきこもり」に関することで悩んでおられるご本人やご家族などからのご相談をお受します。

◆大阪市こころの健康センター（ひきこもり地域支援センター）

【担当＝精神保健福祉相談員等】

【相談専用電話】 ☎ 06-6923-0090

※月～金曜日の午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

◆港区保健福祉センター 【担当＝精神保健福祉相談員等】

必要に応じて、精神科医師の相談も受けられます。（要予約）

※下記、保健福祉課（地域保健活動）にて相談や専門相談の予約を受けつけています。

思春期関連問題相談（予約制） 【担当＝精神科医等】

不登校、人目を気にして外出を嫌がるなど、思春期特有の問題について悩んでおられるご本人やご家族などからのご相談をお受けします。

※下記、保健福祉課（地域保健活動）にて予約を受けつけています。

依存症相談 【担当＝依存症相談員等・精神科医等（予約制）】

アルコール・薬物・ギャンブル等の問題について悩んでおられるご本人やご家族などからのご相談をお受けします。精神科医による専門相談は予約制です。

【相談専用電話】 ☎ 06-6922-3475

※月～金曜日の午前9時～午後5時30分（祝日・年末年始を除く）

【お問合せ・ご予約】 大阪市こころの健康センター ☎ 06-6922-8520

※下記、保健福祉課（地域保健活動）でもご相談いただけます。

自死遺族相談（予約制） 【担当＝心理職員・精神科医等】

たいせつな人を自死で亡くされた方を対象に、専門的な心のケアを目的とした面接相談に応じます。

【予約電話】 ☎ 06-6922-8520

※月～金曜日の午前9時～午後5時30分（祝日・年末年始を除く）

港区役所 保健福祉課（地域保健活動） ☎ 06-6576-9968

※月～金曜日の午前9時～午後5時30分（祝日・年末年始を除く）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000555028.html>



2 各種相談－こころやからだの相談

おおさか精神科救急ダイヤル

かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、精神疾患を有する方やその御家族などから、こころの病気の緊急時にお電話いただければ、必要に応じて精神科救急医療機関の利用について御案内いたします。

☎ 0570-01-5000

平日：午後5時から午前9時

土・日・祝日・年末年始：午前9時から翌日9時まで（24時間）

※電話番号のかけ間違いが多数発生しております。お電話の際には番号をよくお確かめの上、おかけください。

※こころの健康センターではメールによる相談は行っておりませんのでご注意ください。



<https://daiseishin.org/qq-dial/>

おおさか依存症土日ホットライン

「やめたいのにやめられない。」「誰かに話を聞いてほしいけれど、どこに相談したらいいのかわからない。」など、アルコール、薬物、ギャンブル等、依存症に関することでお困りの方やそのご家族・友人及び関係機関の方々から、依存症に関する相談をお受けしています。一人で悩まず、まずはお電話でご相談ください。

※このホットラインは、「依存症に関する電話相談」を毎週土曜日・日曜日に開設します。平日に相談をする時間がない方は、ぜひご利用ください。

【対象】大阪府在住で依存症に悩むご本人、ご家族、関係者等

☎ 0570-061-999

毎週土曜日・日曜日午後1時から午後5時（相談無料）

※相談することで警察に通報されることはありません。

※相談者のプライバシーは守ります。ご相談は匿名でもお受けします。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/moriguchihoken/kokoro/izonshou.html>



2 各種相談－こころやからだの相談

大阪府にんしんＳＯＳ

(大阪母子医療センター運営)

思いがけない妊娠など妊娠に悩む人の気持ちに寄り添って、ご希望に応じて必要な正しい情報を伝えたり、場合によって別の相談窓口や適切なサービスを紹介する相談窓口です。

相談日時：電話 月～金曜日の午前１０時～午後４時

日曜日の午後１２時～午後６時 （※祝日・年末年始を除く）

☎ ０７２５－５１－７７７８

メール：ホームページ上でメール文を作成・送信

受付は随時（返信は電話相談に準じる）

相談員：助産師・保健師

<https://www.ninshinsos.com/>



性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性暴力・性虐待等の被害を受けた女性への被害直後からの相談、総合的支援を行います。
※阪南中央病院（大阪府松原市南新町３丁目３番２８号）内に設置

・ 支援員常駐による２４時間ホットライン、来所相談（予約制）

☎ ０７２－３３０－０７９９

短縮ダイヤル「＃８８９１（はやくワンストップ）」

・ 産婦人科医師による診察・性感染症検査・緊急避妊薬処方等

<https://sachicoosaka.wixsite.com/sachico>



2 各種相談－こころやからだの相談

「サチッコ」(SAP 子どもサポートセンター)

19歳までの子どもたちを性暴力から守るための相談電話です。

必要に応じた助言をしたり関係機関に繋いだり、そのための様々な支援の提案などを行い、未然防止・悪化防止のお手伝いをします。

性暴力救援センター・大阪 SACHICO とも連携しています。

月曜日～水曜日 午後2時～午後6時(祝日・年末年始を除く)

☎06-6632-0699

子どもの身近なおとなの相談窓口としてもご利用いただいています。

女性相談員が相談をお受けします。

<https://sapchildsupportc.wixsite.com/sapcsc/sachicco>



性暴力に関する SNS・メール相談 ‘Cure Time’

性暴力に関する相談をメールや Twitter で受け付けています。

メールは24時間365日受付。SNS は午後5時～午後9時で、相談できます。

メール(HP)：ホームページ上のフォーマットより申込 24時間

Twitter：curetime (@curetime1) / Twitter 毎日午後5時～午後9時まで
SNS 相談(日本語、外国語対応) メール相談(日本語のみ) 受付

<https://curetime.jp/>



2 各種相談－ひとり親家庭サポーター相談

ひとり親家庭サポーターによる相談

ひとり親家庭及び寡婦の方に対する相談・情報提供機能の充実と、就業支援を推進するため、ひとり親家庭サポーターによる相談窓口を開設しています。

ひとり親家庭サポーターは、ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな相談支援を行う専門の相談員です。離婚に関する悩み等に寄り添いながら、無料弁護士相談（「離婚・養育費」に関する専門相談）のご案内や情報提供、公証役場や家庭裁判所等への同行支援もいたします。加えて、公正証書等作成促進補助金及び養育費の保証促進補助金の申請受理も行っています。

また、ひとり親家庭自立支援給付金（ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業・ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金事業）の事前相談・申請受理も行っています。

【相談窓口】

<港区役所における相談>

毎週 水曜日・金曜日 午前9時15分から午後5時30分

（ただし、出張や予約相談などで不在の場合がありますので、あらかじめ電話で確認してください。）

区役所の相談日・相談時間外での相談や訪問相談をご希望の方は、大阪市こども青少年局こども家庭課（☎06-6208-8034）にお問い合わせください。

【担当】

港区役所 保健福祉課（ひとり親家庭支援業務担当） ☎06-6576-9857

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>



生活自立支援相談

生活困窮者自立支援法にもとづき、生活や仕事に困っている方などを対象に、生活の自立に向けた相談窓口を開設しています。（生活保護受給者は対象外）

◎相談者に寄り添い、一緒に考え、解決します

支援員がお一人おひとりの状況に応じて「支援プラン」を作成し、サポートをいたします。

◎相談の一例

- 仕事：仕事が長続きしない。自分にあった仕事が見つからない。
- お金：収入が不安定。生活費に困っている。借金を抱えてしまった。
- 家庭：子どもが不登校やひきこもりで将来に不安。
- 生活：誰も頼る人がなく、孤立している。誰に相談していいかわからない

【対象者】

港区にお住まいで生活にお困りの方

【相談日時等】

相 談 日	月曜日～金曜日 (祝日及び12月29日～1月3日を除く)
時 間	午前9時～午後5時30分
と ころ	港区役所2階22番「くらしのサポートコーナー」

【担当】

港区役所 保健福祉課（生活自立相談担当） ☎ 06-6576-9897

※電話予約のうえ、「くらしのサポートコーナー」にお越しください。直接、相談場所に来られての相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。
お越しになれない場合はご自宅に訪問してのご相談も可能です。

<https://www.city.osaka.lg.jp/minato/page/0000394180.html>



2 各種相談－地域におけるサポーター

民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」によって規定された地域住民を支援するボランティアです。

厚生労働大臣から３年ごとに委嘱を受け、皆さんが住みなれた地域で安全に安心して生活が送れるよう、それぞれの担当地域でさまざまな活動を行っています。

【活動内容】

民生委員

高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の相談に応じ、助言や関係機関と連携・相談しながら適切なサービスを提供するための調整などを行っています。

児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等、関係機関や地域の皆さんとともに幅広い活動をしています。

（全ての民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねることとなっています。）

主任児童委員

民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童虐待の防止や学校と連携した支援など、子どもや子育てに関する相談を専門に担当しています。

生活上のことや子どものこと、その他福祉に関して相談のある場合は、お近くの民生委員・児童委員及び主任児童委員にご相談ください。

※民生委員・児童委員及び主任児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

お住まいの地域の担当民生委員・児童委員及び主任児童委員については、担当までお問い合わせください。

【担当】

港区役所保健福祉課（民生委員・児童委員担当） ☎ 06－6576－9203

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000493435.html>



CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談

港区社会福祉協議会 見守り相談室

～見守り相談室ってなに？～

誰もが住み慣れた地域で孤立すること無く安心して生活ができるよう、お互いに支えあえる見守りのネットワークを地域の皆さんとともに実現するための事業です。

支援を必要とする本人や家族から、日頃の暮らしの中で困ったこと、悩んでいること、どこに相談したらいいのかわからないことなどの相談をお受けし、相談者の思いを大切にしながら一緒に考えます。

～たとえばこんな時、ご相談ください～

- 不安や孤独感がある ■子育てや病気など生活に不安がある
- 近くに話せる人がいない ■家族に引きこもりの人がいる
- 身体や服がとても汚れている子がいる
- 夜に子どもが一人でいるのを見かける

【開館日】 平日午前9時～午後7時 土曜日午前9時～午後5時30分
（日・祝日及び年末年始12月29日～1月3日を除く）

【担 当】 社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協議会 港区見守り相談室
住所：大阪市港区弁天2丁目15-1
MAIL： mimamo@minatoku-shakyo.com
☎：06-6575-1214

大阪市若者自立支援事業（コネクションズおおさか）

若者のための無料相談室です。コミュニケーションが苦手で、なかなか一歩が踏み出せない、働きたいけれど、学校を卒業してから長いブランクがあって、何からはじめていいのかわからない若者等に対し、相談から、スモールステップのプログラムで自立への支援を行います。

※相談の予約方法、セミナー情報等については、下記に記載のある「コネクションズおおさかホームページ」でご確認ください。

対象者：15歳～39歳で、現在仕事についていない若者
こどもの自立に悩む保護者

【事業内容】

1 相談事業

◆キャリア相談

キャリアコンサルタント等が一人ひとりの状態に応じ、個別に支援プログラムを作り、社会参加体験プログラムや関係機関に誘導するなど、自立に向けての個人的・継続的・包括的な支援を行います。

◆心理カウンセリング

働くための「心の問題」で悩んでいる方を対象に、臨床心理士等の専門スタッフが相談に応じます。

◆訪問事業

家族面談や必要な手続きを経たうえで、若者本人の自宅や区役所・学校等の関係機関に訪問し、相談室への来室を促します。

2 社会参加体験プログラム

◆ワークショップ：「社会人セミナー」「コミュニケーション講座」等

相談から社会体験に踏み出すためのステップとして、働くための基礎知識から「電話」「面接」の際に必要なスキルを身に付けるワークショップや、コミュニケーションに対する苦手意識を和らげる講座などを開催します。グループでの交流の場面をつくり、仲間づくりにつなげるとともに、さまざまな職業について理解する機会を提供します。

◆社会体験（地域活動ボランティア）

就業前の前段階の社会体験の場として、地域の活動（たとえば、公園の掃除や商店街のイベントのお手伝いなど）にボランティアとして参加する体験プログラムを実施します。

◆仕事体験

熟練技術者が働く民間事業所やNPO、または大阪市関連職場・施設等において、働くことに対する自信や意欲を高めてもらうよう、半日から5日程度の仕事体験プログラムを行います。

3 保護者対象事業

◆ワークショップと相談会

働いていないこどもへの対応に悩んでいる保護者を対象に、支援する団体や機関についての情報提供を含め、こどもの状態への理解と親としてできることを考えます。

【特色】

- ◆一人ひとりに応じた相談
- ◆自宅や関係機関への訪問
- ◆約60か所の職場から選べる仕事体験
- ◆関係機関と関連して若者の自立を支援

【支援の流れ】

- 1, キャリアコンサルタントや臨床心理士などの専門の資格をもつスタッフが、若者一人ひとりにあわせたプランづくりを行います。
- 2, まずは、相談室内の少人数の中で、コミュニケーションなどを学ぶワークショップに参加し、次のステップでは、熟練技術者が働く職場やNPO、そして、大阪市の公的な職場などからマッチングを行って、仕事体験を行います。
- 3, はじめは半日から取組み、5日間程度働くなどで自信をつけていくとともに、興味のある分野を見つけていきます。
- 4, コネクションおおさかで若者の自立・就業への基礎作りとなる支援を行い、職業紹介の専門機関などの次のステップにつなげます。

【開設場所・日時】

住所：大阪市北区梅田1-2-2-400大阪駅前第2ビル4階

☎06-6344-2660

メール：下記、ホームページ上のお問い合わせより入力

開室日：火曜日から土曜日（年末年始・祝日を除く）

開室時間：午前10時30分から午後6時30分（受付は午後6時まで）

（注）毎月第3金曜日は午前10時30分から午後8時30分（受付は午後8時まで）

<https://public.sodateage.net/yss/osaka/>



【担当】

大阪市 こども青年局企画部青少年課青少年企画グループ ☎06-6208-8157

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000019456.html>



2 各種相談－弁護士による無料法律相談

区役所での法律相談

対象者：大阪市内にお住まいの方

（市内在住であれば、どちらの区役所でもご相談いただけます。）

利用料：無料

相談日	原則毎月第１・２・３・４火曜日
時間	午後１時～午後５時（一人あたり３０分）
場所	港区区役所内
予約方法	相談日当日（午前９時～午後４時）、相談に来られる方ご本人が下記の担当まで、電話でご予約ください。（先着順）

※法律相談実施日が祝日の場合や、年度初め、ゴールデンウィーク、年末年始などは日程を変更することがあります。

※できるだけ多くの方にご利用いただくため、同一・同種の案件について、反復的・継続的に法律相談をご利用になることは、お控えください。

※他区の日程に関しては、下記ホームページをご参照ください。

【担当】港区役所 総務課 ☎０６－６５７６－９９７８

区役所での法律相談

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000385776.html>



弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談

離婚・養育費に関する専門相談を実施しています。大阪弁護士会所属の弁護士が、法律的知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスを行います。

離婚に際して、養育費の取り決めについて相手が話し合いに応じてくれない、などの悩み事や困り事についての解決方法について知りたい、あるいは弁護士に依頼するところまでは考えていないけれども、一度話だけ聞いてみたい、といった場合に利用してください。

また、相手との調整の中で、複雑な法律上の問題が生じた場合に、ひとり親サポーターによる相談を通じて、弁護士事務所での無料相談もできます。

相談内容の秘密は守られます。(無料)

【対象者】大阪市内にお住まいの方で、20歳未満のこどもがいる父母。

(市内在住であれば、どちらの区役所でもご相談いただけます。)

※随時受付(個別対応による弁護士事務所での相談)については、相談回数に限りがあります。

【開催日時】

開催日：区役所、愛光会館により異なります。下記ホームページをご参照ください。

時 間：区役所は午後2時から午後5時(一人あたり45分以内)。

愛光会は第2土曜日は午後1時から午後4時、第3水曜日は午後6時から午後8時
(相談時間は30分以内です。)

※随時相談については、ひとり親家庭サポーターを通じ、弁護士事務所と調整になります。

【受付・予約方法】

下記ホームページをご参照ください。

随時相談も含め、詳しくは下記、区役所へお問合せください。

【担当】港区役所 保健福祉課(ひとり親家庭支援業務担当)

☎06-6576-9857

大阪市立愛光会館ホームページ

<https://www.hitoren-osaka.org/>



「離婚・養育費」に関する専門相談

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000384456.html>



3 地域にある居場所

《みんなの居場所（地域・こども食堂）》 港区社会福祉協議会 地域支援担当
問い合わせ：06-6575-1212

地域や施設、飲食店などが、それぞれに自分たちのできる範囲で、食事の提供（無料～300円）や遊び場や学びの場などの提供を行っています。誰もが安心して過ごせる環境で地域のいろんな方との関わりやふれあいから自己肯定感を高める機会を得たり、人や社会と関わる力や生活・学習習慣などを育める場所です。
そこに来るみなさんがゆるやかにつながり、見守り合える場として各拠点でさまざまな特徴のある居場所を開催しています。

みんなの居場所マップ

大きな地図はこちら



《港区ボランティア・市民活動センター》

センターは通称「ふくかふえ」といい、さまざまなボランティア活動が行われており、地域の方々みんなの居場所となっています。

定例のカフェの日にはプチイベントが開催されるもあります。飛び入りでウクレレやピアノを弾いたり……。逆に、カウンター席で静かに外を眺めながら過ごすこともでき、それぞれが思い思いに過ごせる場所です。

自分の居場所としてお茶を飲みながらのんびりとした時間を過ごしていただけます。

まずは見学だけでもOK。もちろんボランティアとして活動することもできますよ。

その人その人に寄り添った方法を一緒に考えます。まずはご相談ください。

「ふくかふえ」での活動の詳細は活動情報紙「ひまわりのたね」をご覧ください。

ひまわりのたね

最新号はこちらから



あそびの広場（港区子ども・子育てプラザ）

小・中・高校生を対象にのびのび遊べる場で、フリスビー・卓球・バトミントン・読書・ゲームなどで遊べます。子どもたちのボランティア活動に対する理解を深め、自分たちのボランティアグループの育成を支援していきます。始めての方でも安心して気軽にあそびに来てください。

対象者：小学生・中学生・高校生

開設時間：火曜日～金曜日 概ね放課後～午後 5 時

土曜日・日曜日 午前 9 時 30 分～12 時 午後1時～午後 5 時

*学校の長期休業中(春・夏・冬休み)は土・日曜日の時間と同じ

※ただし、児童の安全を考慮し、季節により終了時間を変更します。

★利用料金は無料です ★要利用登録

港区子ども・子育てプラザ

住所：大阪市港区磯路 2-1 1-1 0

☎：0 6-6 5 7 3-7 7 9 6

<https://www.osaka-kosodate.net/plaza/minato/>



みなと塾（港区民間事業者を活用した課外学習事業）

子どもの自主学習習慣の定着及び習熟に応じた基礎学力向上を図るため、実施する事業です。

【各教室について】

教室名	場所	対象者	曜日	受講科目・時間
市岡中学校教室	市岡中学校 1階多目的室	市岡中学校の 生徒	水曜日・ 金曜日	国語・数学・英語の3教科 <1コマ目>※ 午後7時00分～8時10分 <2コマ目>※ 午後8時15分～9時25分 ※ 週4コマのうち2コマ まで受講できます。
市岡東教室	市岡東中学校 3階多目的室	市岡東中学校の 生徒	月曜日・ 木曜日	同上
港南教室	港南中学校 1階多目的室	港区在住の 中学生	火曜日・ 木曜日	同上
田中教室	田中会館 老人憩の家	港区在住の 中学生	月曜日・ 土曜日	国語・数学・英語・理科・ 社会の5教科 午後6時30分～7時40分

【受講料】

月額1万円（入会金・教材費込み）

＊ 塾代助成カード（10,000円分）を使えば、実質無料で受講することができます。

【みなと塾の特徴】

- ・ 少人数制での生徒一人ひとりに寄り添った指導です。
- ・ 学習診断テスト・個人面談を行い、生徒一人ひとりの学習進捗表（個別カリキュラム）を作成し、学習の進み具合を「見える化」します。
- ・ 定期的に行う学習理解度テストで、実力をチェックします。

【担当】 港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発） ☎06-6576-9975

＊ 学校への問い合わせ・お申込みは出来ませんのでご注意ください。

受講に関するお問合せ先

（令和5年度運営事業者） 株式会社 イング

☎06-6773-9185（平日・午前10時30分～午後5時）

大阪市習い事・塾代助成事業（塾代助成カードの交付）

こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供し、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、市内在住中学生・小学生（５・６年生）を対象として学習塾や習い事などの学校外教育にかかる費用を助成する事業です。

【対象者】

- ・市内に居住している中学生、小学生（５・６年生）を養育する方で、養育者とその配偶者の所得金額合計が所得制限限度額未満の方
 - ・申請日時点で生活保護を受給されている方
- ※所得制限の限度額は大阪市塾代助成事業運営事務局までお問い合わせください。

【助成額】

月額１万円を上限として、１円単位で利用することができます。

【利用先】

大阪市塾代助成事業参画事業者として登録されている学習塾（オンライン学習塾含む）や家庭教師、文化・スポーツ教室など

【手続き等】

助成を受けるためには、交付申請書や添付書類の提出が必要です。

【お問合せ先】

大阪市塾代助成事業運営事務局

☎ ０６－６４５２－５２７３（午後１２時～午後８時）
（日曜日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く）

<https://www.juku-osaka.com/>



児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応・DV への対応

区役所子育て支援室と中央こども相談センターが連携をとりながら対応しています。

◎港区役所 子育て支援室 ☎06-6576-9844

- ・主に在宅支援（見守り等）が必要なケースに対応
- ・区役所における母子保健、保育所入所、生活保護等の社会資源等を活用して対応
- ・港区要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局（※下記■参照）
- ・身近な児童家庭相談の窓口として家庭児童相談員を配置
- ・心理相談員を配置
- ・DV相談機関

◎中央こども相談センター

（中央区森ノ宮中央1-17-5 ☎06-4301-3100）

- ・立入調査、一時保護（一時保護所を設置）、施設入所等の法的権限を持ち、主に要保護性の高いケースに対応
- ・専門的な知識や技術を要する相談の対応
- ・児童虐待ホットライン（365日・24時間対応）
☎0120-01-7285（まずは一報、なにわっ子）

◎このほか、通告先として児童相談所全国共通ダイヤル

（365日・24時間対応、通話料無料）☎189（いちはやく）

近くの児童相談所（こども相談センター）につながります。

（一部のIP電話からはつながりません。）

■港区要保護児童対策地域協議会（要対協）とは…

区役所子育て相談室が事務局となり、要保護児童等の早期発見及び適切な保護や支援を図るため、保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関、警察等が連携を図り、要保護児童等に関する情報等を共有し、支援の内容を検討する協議等を行っています。

要対協の構成機関内における情報共有は、法により守秘義務違反になりません。要対協の会議（実務者会議、個別ケース検討会議）で、長期間の日常的な支援が必要なケースに対して関係機関等が連携し、情報共有・役割分担して対応しています。

【担当】港区役所 保健福祉課 子育て支援室 ☎06-6576-9844

ドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する相談機関

暴力を使って相手を思い通りにする（支配する）ことをDV（ドメスティック・バイオレンス）といいます。DVは、人権に関わる大きな問題であり、子どもにも深刻な影響を及ぼします。また、若いカップルの間でおこるDVをデートDVといいます。

たとえば・・・

- ・気に入らないと大声でどなる
- ・ほかの友だちと遊べない
- ・服装について細かく言われる
- ・相手を最優先にしないと不機嫌になる
- ・勝手にLINEやメッセージをチェックしたりアドレスを消す
- ・イヤと言ったらなぐられた など…

あなたが怖いと思ったらそれは暴力です。イヤなことはNO！と言っていいのです。好きだからと言って、相手を思い通りにするのはまちがいです。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

◎DVに関する総合相談

大阪市配偶者暴力相談支援センター：☎06-4305-0100

https://docs.google.com/forms/d/10TZoeZbUf-qX-SwRr01kOyP2gO2_wfwDH6b-InOoBiM/viewform?edit_requested=true



メールによる相談は下記から

詳しくはこちらから <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000502637.html>



受付日時 月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 午前9時30分～午後5時
（メールの送信は24時間いつでも可能です。ただし、確認・返信は上記時間内となります。）

◎大阪府女性相談センター（大阪府配偶者暴力相談支援センター）

☎ 06-6949-6022 午前9時～午後8時（祝日は休み）

☎ 06-6946-7890 24時間 365日対応

ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/joseisodan/>



◎DVから逃れて安全確保を求めたいとき

各区 保健福祉センター

受付日時：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（祝日は休み）

【担当】港区役所保健福祉課 ☎ 06-6576-9856

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000389841.html>



5 児童虐待・DV への対応

◎各警察署生活安全課

受付日時：各区保健福祉センター対応時間以外（緊急時には110番）

◎悩み全般について

クレオ大阪：女性総合相談センター

https://www.creo-osaka.or.jp/soudan/soudan_tel.html

総合相談受付電話：☎06-6770-7730

電話相談：☎06-6770-7700



メールによる相談：https://www.creo-osaka.or.jp/soudan/soudan_mail.html



受付日時：火曜日～土曜日 午前10時～午後8時30分

日・祝日 午前10時～午後4時

（ただし、クレオ大阪中央の休館日を除く）

（メールの送信は24時間いつでも可能です。ただし、確認・返信は上記時間内となります。）



<https://creo-osaka.or.jp/>

児童手当

中学校修了までの児童（１５歳到達後の最初の３月３１日まで）を養育している方に支給されます。児童扶養手当とは別に受け取ることができます。支給を受けるためには申請が必要です。

【対象者】

１５歳に達する日以後の最初の３月３１日（中学校修了）までの子どもを養育している方

※父母がともに子どもを養育している場合は、子どもの父母のうち、いずれかその子どもの生計を維持する程度の高い方（家計の主宰者）となります。

原則として恒常的に所得の高い方が受給者となりますが、その他に、次の要件も考慮されます。

- ・子どもが父母のどちらの健康保険の扶養に入っているか
- ・子どもが父母のどちらの税法上の扶養親族とされているか
- ・父母どちらが住民票の世帯主になっているか

※日本国籍がなくても、住民基本台帳に登録されていれば受け取れます。（ただし、在留資格のない方、在留資格が３か月以下の方は対象となりません。）

【手当額（月額）】

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ・ ０歳から３歳未満（３歳の誕生日まで） | 月額１５，０００円 |
| ・ ３歳以上小学校修了まで（第１子・第２子） | 月額１０，０００円 |
| ・ ３歳以上小学校修了まで（第３子以降） | 月額１５，０００円 |
| ・ 中学生（１５歳に達する年度の３月３１日まで） | 月額１０，０００円 |

※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童１人につき月額５，０００円を支給されます。

※令和４年６月から、制度改正により「所得上限限度額」が創設されました。

所得上限限度額以上の場合は、資格消滅（却下）となり児童手当等は支給されません。

※電子申請について（大阪市行政オンラインシステム）

個人番号カード（マイナンバーカード）をお持ちの方は、児童手当の手続きを電子申請で行うことができます。詳細は下記をご覧ください

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>



【担当】

港区役所 保健福祉課（児童手当業務担当） ☎ ０６－６５７６－９８５７

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000370608.html>



こども医療費助成制度

こどもの医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として、こども医療費助成制度を実施しています。

公的医療保険（国民健康保険、被用者保険など）に加入している0歳から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までのこどもの入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部について助成します。

【助成の内容】

＜一部自己負担額＞

◎医療費

1 医療機関ごとに、入院・通院各1日当たり500円以内で月2日を限度に一部自己負担額の支払が必要ですが、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設け、同一月に負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。

【対象者】

市内にお住まいの、国民健康保険や被用者保険に加入している0歳から18歳（18歳に達した日以降における最初の3月31日）までの子ども

※対象となるこどもの父又は母など（どちらか所得の高い方）の所得により制限があります。

ただし、入通院とも0～12歳（小学校終了）にかかる所得制限はありません。

※生活保護を受けている方および国などの公的負担により医療費の全額支給を受けることができる方などは対象外となります。

【担当】

港区役所 保健福祉課（医療助成業務担当） ☎06-6576-9857

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000369443.html>



児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童等を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または父母以外で児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している養育者に対して、児童扶養手当を支給します。

【対象者】

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童

ただし、請求者（母、父または養育者）若しくは児童が日本に住んでいないとき、児童が里親に委託されているときなど、一定の事由に該当するときは手当を受給できません。

【児童扶養手当の額】

手当の額は、請求者または配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1月～9月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得）によって決まります。

所得制限限度額表による額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。

手当月額（令和5年4月から）※全国消費者物価指数に合わせて改定されます

	全部支給	一部支給
児童1人の場合	44,140円	44,130～10,410円
児童2人目の加算額	10,420円	10,410円～5,210円
児童3人目以降の加算額	6,250円	6,240円～3,130円

詳しくは下記までお問い合わせください。

【担当】

港区役所 保健福祉課（児童扶養手当業務担当） ☎ 06-6576-9857

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>



遺族に対する年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金）

遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなられた方の年金の納付状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

【遺族基礎年金（国民年金）】

遺族基礎年金は、受給要件を満たしている場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

※子とは、18歳に達する日の属する年度末（3月31日）までの間にある子、または20歳未満で国民年金の障がい等級1級または2級の障がいの状態にある子をいいます。（子は未婚であること）

<支給要件>

次の1から4のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。

1. 国民年金の被保険者である間に死亡したとき
 2. 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
 3. 老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
 4. 老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき
- 1および2の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
 - 3および4の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

<年金額>

基本額 （※令和4年4月現在）777,800円 + 子の加算額

子の加算額 = 第1子・第2子 各223,800円、第3子以降 各74,600円

注）子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人

あたりの年金額は、上記による年金額を子どもの数で除した額

7 ひとり親家庭への支援

【遺族厚生年金】

遺族厚生年金は、厚生年金に加入していた方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子などの遺族に対し、支給されます。ただし、遺族が子や子のある配偶者の場合は、併せて遺族基礎年金が支給されます。

また、遺族厚生年金を受け取るには受給要件を満たさなくてはなりません。

【担当】

遺族基礎年金 港区役所窓口サービス課（保険年金・保険グループ）

☎ 06-6576-9956

市岡年金事務所

☎ 06-6571-5031

遺族厚生年金 市岡年金事務所

☎ 06-6571-5031

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>



7 ひとり親家庭への支援

母子父子寡婦福祉資金（貸付）

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。12種類あります。

※事前相談が必要です。申請内容に基づき審査を行い、貸付の可否を決定します。

【母子父子寡婦福祉資金一覧表】

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	資金の内訳
● 事業開始	3,140,000円	貸付日から 1年	7年以内	事業を開始するために必要な設備（什器・機械）などを購入する資金
● 事業継続	1,570,000円	貸付日から 6カ月	7年以内	現在営んでいる事業を継続・拡張するために必要な商品・材料等を購入する資金
技能習得	月額 68,000円 運転免許取得の場合 （直接就労に要する場合） 460,000円	知識技能習得後1年	20年以内	ひとり親が就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金
修業	月額 68,000円 運転免許取得の場合 （直接就労に要する場合） 460,000円	知識技能習得後1年	20年以内	扶養している子どもが就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度	100,000円 車購入の場合 330,000円	貸付日から 1年	6年以内	就労するために必要な被服などを購入する資金
医療介護	医療340,000円 特別な場合 480,000円 介護500,000円	医療・介護 期間満了後 6カ月	5年以内	医療及び介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な資金
● 住宅	1,500,000円 災害・老朽の場合 2,000,000円	貸付日から 6カ月	6年以内 特別な場合 7年以内	住宅の補修・保全・改築増築等に必要な資金
生活	技能習得期間中・医療介護資金借受け中の生活を維持するのに必要な生活費補給資金または配偶者のない者となって7年未満・失業中の一時的な生活困窮時の生活費補給資金、配偶者のない者となって7年未満の養育費取得のための裁判費用（詳しくはお問い合わせください）			

転 宅	260,000円	貸付日から 6カ月	3年以内	住宅を移転するため賃貸に際し必要な資金
結 婚	300,000円	貸付日から 6カ月	5年以内	扶養している子どもの結婚に際し必要な資金
修 学	詳しくは、お問い合わせください。	卒業後 6カ月	20年以内 (専修一般5年以内)	高校・大学等で修学させるための授業料・書籍代。交通費等に必要な資金
就学支度		卒業後 6カ月	20年以内 (専修一般5年以内)	就学・修業するために必要な被服などを購入する資金

印の資金は貸付審査会議が行われます。

【貸付対象】

◎母子父子福祉資金

- ・ひとり親家庭の母、または父
- ・ひとり親家庭の母、または父が扶養する児童(修学・修業・就学支度・就職支度資金が対象)
- ・父母のない20歳未満の児童(修学・修業・就学支度・就職支度資金 が対象)

◎寡婦福祉資金

- ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった方)
- ・寡婦が扶養する子(修学・修業・就学支度資金が対象)
- ・40歳以上の配偶者のない女子であって現に子どもを扶養していない
(子どもが成人してから後に夫と死別・離婚した方、夫と死別・離婚した方のうち子どものいない方) ※一部所得制限があります。

※租税等の滞納がある場合や、すでに他の貸付制度を利用している場合、対象外となる場合があります。

※貸付日前に必要な経費の一部または全部を支払っている場合は貸付の対象となりません。

【返済方法】

償還金は、口座引落としまたは大阪市公金取扱金融機関での窓口払いにより返済できます。

※償還が遅れた場合、当初納期限の翌日を起算日として年3.0%の違約金がかかります。

【連帯保証人】

連帯保証人は原則として次の要件を満たす方が対象となります。

- ①申請時に本市または本市近郊に6カ月以上居住している、60歳未満の成人であること。
- ②独立の生計を営んでいるか相当の資産もしくは信用を有する者であること。

【担当】

港区役所 保健福祉課 (母子父子寡婦福祉資金貸付担当) ☎06-6576-9857

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>



7 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭自立支援給付金事業

	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金				
事業内容	ひとり親家庭の方が、仕事に必要な資格や技術を身につけるため、事前の就業相談を通じて指定した講座（受講対象講座）を受講し、修了後に決められた手続きをすれば、支払った費用の一部を支給します。	ひとり親家庭の方が、就職や転職に有利な資格（看護師、保育士等）を取得するため、養成機関で訓練を受ける場合に、修業期間の安定した生活の支援のため訓練促進給付金を支給します。				
支給額	①雇用保険の教育訓練給付金制度の教育訓練給付金の受給資格がない方：受講費用の6割相当額（上限200,000円） 〔専門実践教育訓練給付金は、6割相当額が修学年数に400,000円を乗じて得た額を超える時は、修学年数に400,000円を乗じて得た額（上限1600,000円）〕	促進給付金	市民税非課税世帯：月額141,000円 市民税課税世帯　：月額　70,500円 （最終学年時は、月額110,500円）			
	②①以外の方：①に定める額から、受給された教育訓練給付金の額を差し引いた金額 ※①・②で算出された額が、12,000円を超えない場合は、支給の対象となりません。	修了支援給付金	市民税非課税世帯：50,000円 市民税課税世帯　：25,000円			
対象となる講座・資格	①雇用保険法（施行規則）の規定による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座 ※専門実践教育訓練給付金の指定講座は、資格の取得を要件とするものに限り ます。	①看護師・准看護師	⑥歯科衛生士			
	②市長が市の実情に応じて認める講座	②介護福祉士	⑦社会福祉士			
		③保育士	⑧助産師			
		④理学療法士	⑨保健師			
		⑤作業療法士	⑩市長が市の実情に応じて			
						認める資格
ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金						
事業内容	就職に有利な資格取得のため、専門学校等受験対策講座（予備校など）を受講する場合にかかる経費について、講座の受講費用の一部を支給します。					
給付金の種類	受講修了時給付金			合格時給付金		
支給額	受講費用の6割相当額 （上限200,000円）			受講費用の4割相当額 （上限130,000円）		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業						
事業内容	ひとり親家庭の方の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受講し、修了したとき及び合格したときに講座受講費用の一部を支給します。また、ひとり親家庭の25歳未満のお子さんも対象とします。					
給付金の種類	受講開始時給付金		受講修了時給付金		合格時給付金	
支給額	受講費用の3割相当額		受講費用の6割相当額から開始時給付金を差し引いた額（下限4,000円、上限開始時給付金と合わせて150,000円）		受講費用の4割相当額 （開始時・修了時給付金と合わせて上限250,000円）	
	（下限　4,000円					
	上限　75,000円）					
対象となる講座・資格	高等学校卒業程度認定試験の合格を目標とする講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの					

給付金を受けるための手続き

ひとり親家庭自立支援給付金事業の申請にはひとり親家庭サポーターによる事前相談が必要です。また、支給できる方の審査基準がありますので、お住まいの区の保健福祉（福祉）課のひとり親家庭サポーターまでお問い合わせください。

【担当】 港区役所 保健福祉課（ひとり親家庭支援業務担当） ☎ 06-6576-9857

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>



ひとり親家庭 医療費助成制度

ひとり親家庭の方の健康の保持および生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の方が医療を受けた場合の自己負担を軽減する医療助成を実施しています。

公的医療保険（国民健康保険、被用者保険など）に加入しているひとり親家庭の方で、18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童とその母もしくは父、または父母以外の養育者に対し、入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部および入院時食事療養にかかる自己負担（標準負担額）について助成します。

【助成の内容】

<一部自己負担額>

◎医療費

1 医療機関ごとに、入院・通院各1日当たり500円以内で月2日を限度に一部自己負担額の支払が必要ですが、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設け、同一月に負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。

◎入院時の食事療養費および生活療養費の自己負担（標準負担額）

- ・食事療養費については、自己負担はありません。
- ・生活療養費については、一部自己負担があります。

【対象者】

市内にお住まいの、国民健康保険や被用者保険に加入しているひとり親家庭の方で、

- ・18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童
 - ・上記の児童を監護する母もしくは父、または父母以外の養育者で所得制限額未満の方
- ※生活保護を受けている方および国などの公費負担により医療費の全額支給を受けることができる方などは対象外となります。

【担当】

港区役所 保健福祉課（医療助成業務担当） ☎06-6576-9857

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>



その他 優遇制度

◎大阪市営自転車駐輪場利用料金の割引

18歳の誕生日以降、最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の世帯員が駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金が半額になります。（世帯に1名）ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証書等の提示が必要です。

【担当】 詳細はご利用の駐輪場管理事務所へ

◎JR通勤定期の特別割引

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の世帯員の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入することができます。

特定者資格証明書および購入証明書の交付を受け、JRの定期券販売窓口に提出し、通勤定期を購入します。

【担当】 港区役所 保健福祉課（児童扶養手当担当）（☎06-6576-9857）

◎ひとり親住宅（市営住宅）

母子家庭、父子家庭で住宅にお困りの方について、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年1回特別抽選を行い、市営住宅の優先入居を行っています。収入基準、家賃等は一般の市営住宅と同じです。募集時期等は下記までお問合せください。

【担当】 大阪市こども青少年局 こども家庭課（☎06-6208-8035）

◎所得税および個人市・府民税の減額等

次の要件に該当する場合は、申告等により所得税および個人市・府民税の減額等受けることができる場合があります。所得制限等、詳しい要件は担当へお問い合わせください。

○寡婦（かふ）

（1）夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族がある方。

（2）夫と死別し再婚していない（または夫の生死が明らかでない）方。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある場合は適用されません。

○ひとり親

現に婚姻をしていない（または配偶者の生死が明らかでない）方で、生計を一にする子がある方。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある場合は適用されません。

【担当】

個人市・府民税…弁天町市税事務所市民税等グループ ☎06-4395-2953

所得税…港税務署 ☎06-6572-3901 ※自動音声で案内します。

生活保護制度

生活保護とは、さまざまな事情のために生活がたちゆかなくなったときに、最低限度の生活を保障するとともに世帯の自立を助長する制度です。

〔生活保護を受けるには〕

○働ける人は、能力に応じて働いていただきます。

○世帯の資産（例えば、土地、家屋、自動車、貴金属、預貯金、生命保険、有価証券等）で保有が認められないものは、売却などの処分をして生活費に充てていただきます。

○親、子、兄弟姉妹などが援助を申し出ているときは、その援助を受けていただきます。

○年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けていただきます。

<基本生活費（1か月分）> ※年齢、住宅費による差額、毎年改訂あり

・3人世帯（親1人＋小学生2人）

生活費＋住宅費－児童手当－児童扶養手当 計 176,350円

<児童に関する給付> ※令和4年度現在 大阪市基準

入学準備金	小学校：64,300円以内、中学校：81,000円以内
児童養育加算	10,190円
母子加算	児童1人：18,800（19,350）円、児童2人：23,600（20,910）円 ※（ ）内は入院、入所の場合
教育扶助基準額（1か月）	小学校：3,680《1,080》円、 中学校：6,100《1,000》円 ※《 》内は学級費等再掲
被服費（4年生）	1人14,300円以内
学習支援費（年額）	小学校：16,000円以内、中学校：59,800円以内
教材代	学校からの請求に基づき学校に支給 ※高校進学に際しては、生業扶助として入学準備金、教材費基本額、学習支援費等が支給されます。
給食費	
校外活動費	

<就学援助との関係>

生活保護では修学旅行費等は支給されないので、就学援助も申請してください。

生活保護で出ない分だけ就学援助を利用してもらっています。

【担当】 港区役所 保健福祉課（生活支援グループ） ☎06-6576-9873

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007512.html>



生活福祉資金（貸付）

◆この貸付は、低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的として大阪府社会福祉協議会が実施しています。

◆貸付には種類ごとに条件や必要な書類等があります。

詳細は、下記ホームページ（大阪府社会福祉協議会）をご参照ください。

大阪府社協

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/index.html>



大阪市

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369602.html>



【ご相談窓口】

社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協議会 ☎06-6575-1212

開館時間：月～金曜日 午前9時～午後7時

土曜日 午前9時～午後5時30分（日・祝・年末年始除く）

【種類】

1. 福祉資金

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立および在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

（技能取得、療養・介護、住宅増改築など）

2. 教育支援資金

低所得者世帯を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就労するのに必要な経費を無利子でお貸しする貸付制度です。

3. 総合支援資金

失業や減収により生計維持が困難になり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に対し、資金を貸し付ける事で世帯の自立を支援する貸付制度です。

生活支援金：月20万円（単身15万円）以内

最長3か月以内（ただし平成25年4月より。計1年以内での延長申請が可能）

※住居のない離職の方には、公的制度給付等までのつなぎ資金制度もあります。

8 生活にお困りの方への支援

4. 不動産担保型生活資金

住み慣れた我が家で老後を送れるように、所有しているお住いの土地・建物を担保として生活資金をお貸しする貸付制度です。

土地評価額 1 0 0 0 万円以上 6 5 歳以上・月 3 0 万円以内の貸付

5. 緊急小口資金

緊急小口資金は、生活困窮世帯が緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業等との連携により、当面の課題の解決と世帯の自立の支援を図ることを目的とした貸付制度です。

1 0 万円以内の貸付

【担当】社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協議会 ☎ 0 6 - 6 5 7 5 - 1 2 1 2

各種相談・支援事業

1 学校と連携した支援

子どもや家庭を福祉制度や適切な支援につなぎたい

- ◆大阪市こどもサポートネット事業 保健福祉課（子育て支援室） ☎6576-9880 ……1
- ◆港区スクールソーシャルワーカー/不登校にかかる支援事業
協働まちづくり推進課（教育担当） ☎6576-9975 ……2

2 各種相談

不登校や障がいのある児童・生徒の教育に関して相談したい

教育に関する相談・通所

- ◆中央こども相談センターによる教育に関する相談 中央こどもセンター ☎4301-3181…3.4.5
- ◆不登校児童生徒支援のための大阪市教育支援センターについて
大阪市教育委員会事務局指導部 ☎6208-9174…6
- ◆障がいのある児童生徒の就学・進学相談
大阪市教育委員会指導部インクルーシブ教育推進担当 ☎6327-1016…7
- ◆子ども自立アシスト事業 区役所「くらしのサポートコーナー」 ☎6576-9897…8

子育て全般、子どもの発達障がい、子どもの預け場所等について相談したい

子育て相談

- ◆保健福祉課 子育て支援室 ☎6576-9844…9
- ◆「ピアカウンセリング」保健福祉課 子育て支援室 ☎6576-9844…10
- ◆「こころの対話窓口」保健福祉課 子育て支援室 ☎6576-9844…10
- ◆ヤングケアラー寄り添い型相談事業 特定非営利活動法人 ふうせんの会 ☎4790-8833…11
- ◆大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか） ☎6797-6931…12
- ◆子育て相談（クレオ大阪子育て館） ☎6354-4152…13
- ◆チャイルドライン（認定 NPO 法人支援センター） ☎0120-99-7777…14
- ◆24 時間子ども SOS ダイヤル（文部科学省） ☎0120-0-78310…14
- ◆子どもの人権 110 番（法務省） ☎0120-007-110…15
- ◆親子のための相談 LINE（大阪市）ホームページより「友だち追加」 ……15
- ◆ファミリー・サポート・センター事業 ファミリー・サポート・センター港 ☎6573-7796
……………16

子どもや家族のこころやからだの悩みについて相談したい

こころやからだの相談

- ◆区役所保健福祉センター（地域保保健活動） ☎6576-9968…17
- ◆大阪市こころの健康センター ひきこもり相談 ☎6923-0090…18
- ◆大阪市こころの健康センター 思春期関連問題相談 ☎6576-9968…18
- ◆大阪市こころの健康センター 依存症相談 ☎6922-3475…18
- ◆大阪市こころの健康センター 自死遺族相談 ☎6922-8520…18
- ◆おおさか精神科救急ダイヤル ☎0570-01-5000…19
- ◆おおさか依存症土日ホットライン ☎0570-061-999…19
- ◆大阪府にんしん SOS ☎0725-51-7778…20
- ◆性暴力救援センター・大阪 S A C H I C O ☎072-330-0799…20
- ◆「サチッコ」（SAP 子どもサポートセンター） ☎06-6632-0699…21
- ◆性暴力に関する SNS・メール相談 ‘Cure Time’ ホームページ上のフォーマット ……21

ひとり親の就業や自立支援について相談がしたい

- ◆ひとり親家庭サポーターによる就業相談 保健福祉課 ☎6576-9857……………22

仕事や生活に困っている、子どもの将来の生活のことで相談がしたい

- ◆生活自立支援相談 保健福祉課（生活自立相談） ☎6576-9897……………23

地域で生活や子育て支援の相談がしたい

- ◆民生委員・児童委員及び主任児童委員
保健福祉課 民生委員・児童委員担当 ☎6576-9203……………24

日常生活の困り事や悩み事相談をしたい

- ◆CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談 地域見守り相談室 ☎6575-1214 ……25

若者の自立支援について相談したい

- ◆大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか☎6344-2660……………26.27

日常生活での法律問題や離婚のこと等について弁護士に相談したい

- ◆区役所での法律相談 総務課 ☎6576-9978……………28
◆「離婚・養育費」に関する専門相談 保健福祉課 ☎6576-9857……………29

3 こどもの居場所

地域にあるこどもやみんなの居場所について

- ◆地域・こども食堂 港区社会福祉協議会 地域支援担当 ☎6575-1212……………30
◆子ども・子育てプラザ ☎6573-7792……………31

4 学習支援

子どもが学習する場を探している・塾や習い事の費用の助成

- ◆みなと塾 ※受講について 株式会社イング ☎6773-9185 ……32
◆塾代助成事業 大阪市塾代助成事業運営事務局 ☎6452-5273 ……33

5 児童虐待防止対策支援体制

児童虐待やDVのことを相談したい、虐待に関する情報提供をしたい

- ◆保健福祉課子育て支援室 ☎6576-9844 ……34
◆中央こども相談センター ☎4301-3100 ……34
◆虐待ホットライン ☎0120-01-7285 ……34
◆DVに関する総合相談 大阪市配偶者暴力相談支援センター ☎4305-0100……………35
◆大阪市女性相談センター 大阪府配偶者暴力相談支援センター ☎6946-7890……………35
◆DVから逃れて安全確保を求めたいとき 保健福祉課 ☎6576-9856……………35
◆悩み全般について クレオ大阪 女性総合相談センター ☎6770-7730……………36

各種金銭的支援

6 育児に関する金銭的支援

- ◆児童手当 保健福祉課 ☎6576-9857.....37
- ◆こども医療費助成制度 保健福祉課 ☎6576-9857.....38

7 ひとり親の方への金銭的支援

- ◆児童扶養手当 保健福祉課 ☎6576-9857.....39
- ◆遺族に対する年金（遺族基礎年金）窓口サービス課（保険年金・保険グループ）
☎6576-9956.....40.41
- （遺族基礎年金）市岡年金事務所 ☎6571-5031.....40.41
- ◆遺族に対する年金（遺族厚生年金）市岡年金事務所 ☎6571-5031.....40.41
- ◆母子父子寡婦福祉資金（貸付）保健福祉課 ☎6576-9857.....42.43
- ◆ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金 保健福祉課 ☎6576-9857.....44
- ◆ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金等 保健福祉課 ☎6576-9857.....44
- ◆ひとり親家庭 専門学校等受験対策給付金 保健福祉課 ☎6576-9857.....44
- ◆ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 保健福祉課 ☎6576-9857.....44
- ◆ひとり親家庭 医療費助成制度 保健福祉課 ☎6576-9857.....45
- ◆その他 優遇制度
- 駐輪場の割引 利用の駐輪場管理事務所.....46
- JR通勤定期の特別割引 保健福祉課 ☎6576-9857.....46
- ひとり親住宅（市営住宅）大阪市こども青少年局こども家庭課 ☎6208-8035.....46
- 個人市・府民税の減額等 弁天町市税事務所市民税等グループ ☎4395-2953.....46
- 所得税の減額等 港税務署 ☎6572-3901.....46

8 生活にお困りの方への金銭的支援

- ◆生活保護制度 生活支援担当 ☎6576-9873.....47
- ◆生活福祉資金（貸付） 港区社会福祉協議会 ☎6575-1212.....48.49